

# 令和元年有田市議会 1 2 月定例会

## 議事日程（第 1 号）

令和元年 1 2 月 3 日 午前 1 0 時開議

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 決算第 1 号 平成30年度有田市一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程 4 決算第 2 号 平成30年度有田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程 5 決算第 3 号 平成30年度有田市初島財産区特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程 6 決算第 4 号 平成30年度有田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程 7 決算第 5 号 平成30年度有田市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程 8 決算第 6 号 平成30年度有田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程 9 決算第 7 号 平成30年度有田市上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定を求めることについて
- 日程 1 0 決算第 8 号 平成30年度有田市立病院事業会計決算の認定を求めることについて
- 日程 1 1 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度有田市一般会計補正予算（第 3 号））
- 日程 1 2 議案第54号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 1 3 議案第55号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例
- 日程 1 4 議案第56号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 1 5 議案第57号 有田市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 1 6 議案第58号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 1 7 議案第59号 有田市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 1 8 議案第60号 有田市民水泳場の設置及び管理に関する条例
- 日程 1 9 議案第61号 有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程 2 0 議案第62号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程 2 1 議案第63号 令和元年度有田市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程 2 2 議案第64号 令和元年度有田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程 2 3	議案第65号	令和元年度有田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程 2 4	議案第66号	令和元年度有田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程 2 5	議案第67号	公の施設の指定管理者の指定について
日程 2 6	議案第68号	公の施設の指定管理者の指定について
日程 2 7	議案第69号	教育委員会の委員の任命について
日程 2 8	議案第70号	教育委員会の委員の任命について
日程 2 9	議案第71号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
日程 3 0	諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

---

#### 会議に付した事件

日程 1	会議録署名議員の指名	
日程 2	会期の決定	
日程 3	決算第1号	平成30年度有田市一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから
日程 1 0	決算第8号	平成30年度有田市立病院事業会計決算の認定を求めることについてまで
日程 1 1	議案第53号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度有田市一般会計補正予算（第3号））から
日程 3 0	諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでの提案理由の説明

出席議員 15名

1番	中西登志明	2番	上野山善久
3番	成川満	4番	小西敬民
5番	上山寿示	6番	池田敦城
7番	岡田行弘	8番	児嶋清秋
9番	中谷桂三	10番	堀川明
11番	生駒三雄	12番	宇野博治
13番	福永広次	14番	西口正助
15番	浜口元司		

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月良男	副市長	田代利彦
教育長	田中政彦	経営管理部長	嶋田博之
経営管理部参事	喜多俊充	市民福祉部長	宮崎三穂子
経済建設部長	河野孝司	経済建設部理事	成田裕幸
水道事務所長	江川敦夫	教育次長	谷輪吉伸
消防長	田邊隆義	病院事務長	神保佳紀
経営企画課長	大松満至	防災安全課長	上田敏寛
総務課長	御前一晃	市民課長	馬倉三喜
生活環境課長	石井哲也	福祉課長	松村尚彦
健康課長	山崎希恵	高齢介護課長	若松伸行
産業振興課長	鎌田利宏	有田みかん課長	大浦秀和
建設課長	脇村哲弘	水道課長	北野宏幸
会計管理者	森川直子	教育総務課長	伊藤正人
生涯学習課長	嶋田実明	消防本部次長	梅本敦夫
医事課長	山下剛	庶務課長	石井絹代

議会事務局職員

局長	田中聡	次長	福永康一
書記	大谷真也		

午前10時00分 開会

○議長（生駒三雄君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。これより本日をもって招集されました令和元年有田市議会12月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

まず、議長会関係の諸会議につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。詳細につきましては、関係書類を事務局に備えておりますので、御照覧お願いいたします。次に、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。

12月3日付、有市総E第1084号をもって、市長から議長に宛て、議案第53号、専決処分承認を求めることについて（令和元年度有田市一般会計補正予算（第3号））から諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての議案19件、諮問第1件の送付を受けました。お手元に配付のとおりであります。

次に、10月24日付をもって、和歌山市手平2丁目1の2、県民交流プラザ和歌山ビックアイ6階、特定非営利活動法人和歌山県腎友会理事長山本薫氏より、重度心身障害児（者）医療費助成事業の継続ほか4項目の要望書が提出されました。

写しにつきましては、配付棚に配付させていただいております。

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 以上で諸般の報告は終わりました。

これより日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定により、7番岡田行弘君、8番児嶋清秋君のお2人を指名いたします。

次に、日程2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期について、議会運営委員会委員長より報告を願うことにいたします。

10番堀川明君。

○議会運営委員会委員長（堀川 明君） おはようございます。令和元年有田市議会定例会12月定例会に先立ちまして、去る11月26日、議会運営委員会を開催いたしました。その結果について御報告いたします。

会期につきましては、本日より12月20日までの18日間とすることに決定いたしました。なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会議予定表のとおりであります。皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（生駒三雄君） 委員長報告は終わりました。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月20日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月20日まで

の18日間と決しました。

次に、日程3、決算第1号、平成30年度有田市一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、日程10、決算第8号、平成30年度有田市市立病院事業会計決算の認定を求めることについてまでの、決算8件を一括議題とし、予算決算委員会委員長から審査の結果について報告を願うことにいたします。

予算決算委員会委員長浜口元司君。

○予算決算委員会委員長（浜口元司君） 予算決算委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました、決算第1号、平成30年度有田市一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、決算第8号、平成30年度有田市市立病院事業会計決算の認定を求めることについてまでの決算8件について、10月9日、23日及び31日の3日間にわたり、当局の出席を求め委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、決算第1号から決算第8号までの決算8件については、いずれも原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審査に当たっては、多岐にわたる質疑応答がなされましたが、次の意見について、改めて申し添えておきます。

決算第1号、歳出の部分について、第2款総務費、第1項、第9目、第19節三代定住等支援事業費補助金について、昨年度は市外から7件の転入があったとのことですが、人口増のためのよい施策であると思われるので、今後より一層、推進していただきたいとの意見がありました。

次に、第6款商工水産費、第2項、第2目、第13節箕島漁港交流拠点基本構想策定支援業務委託料について、予算の流用を行う場合には、目的外流用になるおそれもあるので、安易な流用を行うことのないよう、運用には十分注意していただきたい。

基本的には計画的に予算として上げ、明確な説明を行った上で、執行していただきたいとの意見がありました。

また、主要施策成果報告書の事業内容について、この名称が箕島漁港産直市場事業開発アドバイス業務となっていますが、事業経営主体はあくまで漁協であり、市の立場は、産直市場周辺のことも含め、地域の活性化を図っていくという大きな目的にあると思われます。

漁協や市の立場を明確にされるよう、気をつけていただきたいとの意見がありました。

次に、第9款教育費、第3項、第1目、第19節全国近畿中学校体育大会参加者補助金等について、以前に比べて改善されてはいますが、有田市を代表して出場されることを踏まえ、頑張れば頑張るほど負担が大きくなるようなことのないよう、お願いしたいとの意見がありました。

最後に決算書の説明については、予算現額と支出済み額、主な支出と不用額を目ごとに説明されるとともに、ある一定以上の金額が流用されている場合には説明を行うなど、よりわかりやすい説明に努めていただきたい。

そして、主要施策成果報告書は、決算書を補完する資料でもあることから、精査をしていただきたい、正確でより一層わかりやすい形として、準備していただきたい。

以上のことを申し添えるとともに、委員会で指摘されたその他の事項については、次年

度以降の予算編成に反映されることを期待して、予算決算委員会からの報告を終わります。

○議長（生駒三雄君） 委員長の報告は終わりました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより各案件の審議に入ります。

まず、日程3、決算第1号であります。

これより決算第1号を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、決算第1号は認定することに決しました。

次に、日程4、決算第2号であります。

これより決算第2号を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、決算第2号は認定することに決しました。

次に、日程5、決算第3号であります。

これより決算第3号を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、決算第3号は認定することに決しました。

次に、日程6、決算第4号であります。

これより決算第4号を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、決算第4号は認定することに決しました。

次に、日程7、決算第5号であります。

これより決算第5号を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、決算第5号は認定することに決しました。

次に、日程8、決算第6号であります。

これより決算第6号を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、決算第6号は認定することに決しました。

次に、日程9、決算第7号であります。

これより決算第7号を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、決算第7号は認定することに決しました。

次に、日程10、決算第8号であります。

これより決算第8号を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、決算第8号は認定することに決しました。

次に、日程11、議案第53号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度有田市一般会計補正予算（第3号））から日程30、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでの議案19件、諮問1件を一括議題とし、市長の提案理由の説明を求めます。

望月市長。

〔市長 望月良男君 登壇〕

○市長（望月良男君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに令和元年12月定例会が開会されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政全般にわたり、格段の御指導、御鞭撻を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、新天皇陛下が御即位され、新元号への改元に寿いだ令和元年も早いもので師走を迎え、大変慌ただしい時期となってまいりました。本市にとりましても、この1年は、市制施行以来、昭和、平成という2つの時代を越えて、新しい令和の時代を迎える中、中長期を見通した持続可能なまちづくりに向けた取り組みをより一層推進するための大きな節目の年でありました。

現在、本市は次年度の予算編成作業に入っております。令和2年度は、第4次長期総合

計画の最終年度であり、当計画の目標達成に向けた総仕上げの年に当たるほか、今年度中に策定する国土強靱化地域計画及び次期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた諸施策も着実に推進していかねばなりません。

これらのことから、必要な財源を確保しながら、まちの魅力と活力を生み出す投資と持続可能な自治体経営への投資に積極的に取り組む予算を編成することを方針の柱としております。「能く集め、能く散ぜよ」とは、日本の資本主義の父と称された渋沢栄一氏が、将来の持続性を高めるための投資を提唱した言葉です。これまでの財政健全化の成果とともに、ふるさと納税制度への取り組みが一定の成果としてあらわれ始め、未来に向けた投資ができる環境が整ったこの時期に、スピード感を持ち、将来を見据えた事業については積極的にチャレンジするなど、引き続き予算編成に取り組んでまいります。

また、今年度に予定している事業につきましても、迅速かつ円滑に実施してまいりますので、今後の市政運営に対しまして、議員の皆様方には一層の御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案の概要を申し上げ、詳細につきましては、参与員から補足をさせることといたします。

最初に、専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

議案第53号の令和元年度有田市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1,470万3,000円を追加したものでございます。

内容は、令和元年7月18日から20日にかけて発生した梅雨前線豪雨により被災した農地及び農業用施設の災害復旧に要する経費でございます。

本件は、緊急を要し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたもので、ここに御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

次に、条例案について申し上げます。

議案第54号の有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、人事院の給与勧告に基づき、一般職の給与改定をしようとするものでございます。

議案第55号の有田市特別職給与条例の一部を改正する条例、議案第56号の有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第57号の有田市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

議案第58号の有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、人事院の給与勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与改定をしようとするものでございます。

議案第59号の有田市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、有田市漁業集落排水処理施設の経営基盤安定化のため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第60号の有田市民水泳場の設置及び管理に関する条例は、有田市民水泳場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

議案第61号の有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするも



のでございます。

議案第62号の会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

続きまして、補正予算案について申し上げます。

議案第63号の令和元年度有田市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ1億1,747万9,000円を追加しようとするものでございます。

主な内容といたしましては、給与改定等による職員給与費の更正や平成30年度国庫負担金等の精算に伴う国県への返還金のほか、農地情報システムの構築費用や新市民水泳場の備品購入費、東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーに要する経費を計上しようとするものでございます。

また、年度内に事業が完了できる見込みのない事業について、繰越明許費の設定をお願いし、債務負担行為の追加及び地方債の変更についても、お願いするものでございます。

議案第64号の令和元年度有田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ821万5,000円を減額しようとするもので、職員給与費の更正及びシステム改修費用を計上するものでございます。

議案第65号の令和元年度有田市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ4,654万7,000円を追加しようとするもので、職員給与費の更正及び平成30年度介護給付費国県負担金返還金等を計上するものでございます。

議案第66号の令和元年度有田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ2,316万7,000円を追加しようとするもので、職員給与費の更正及び過年度後期高齢者医療広域連合納付金の返還に伴う一般会計繰出金を計上するものでございます。

次に、議案第67号の公の施設の指定管理者の指定については、有田市立養護老人ホーム長寿荘の指定管理者として、社会福祉法人守皓会を指定することに当たり、議決をお願いするものでございます。

次に、議案第68号の公の施設の指定管理者の指定については、有田市民水泳場の指定管理者として、ありだスポーツコミュニティー創造パートナーズ代表企業ミズノスポーツサービス株式会社を指定することに当たり、議決をお願いするものでございます。

次に、人事案件といたしまして、議案第69号、第70号の教育委員会の委員の任命については、現委員伊藤嘉史氏の任期が令和元年12月25日、現委員中尾忠弘氏の任期が令和2年2月20日をもって満了となるため、引き続き同氏を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第71号の固定資産評価審査委員会の委員の選任については、現委員川口利之氏の任期が令和元年12月24日をもって満了となるため、引き続き同氏を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

最後に、諮問第5号の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現委員堤敏明氏を引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、提出議案につきまして、私の説明を終わります。

何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（生駒三雄君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を許すことにいたします。

建設課長脇村哲弘君。

○建設課長（脇村哲弘君） 議案第53号、専決処分の承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1,470万3,000円を追加し、予算総額159億8,453万5,000円としたものでございます。

次に、第2条、地方債の補正ですが、2 ページ、下段の第2表のとおり、災害復旧債の限度額について、記載のとおり変更したものでございます。

予算の内容について御説明申し上げます。

4 ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、第12款分担金及び負担金、第1項分担金、第4目災害復旧費分担金で172万5,000円は、農地災害復旧工事に対する農地所有者の分担金及び農業用施設災害復旧工事に対する関係者分担金でございます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第8目災害復旧費補助金で887万7,000円は、農地及び農業用施設災害復旧工事に要する事業費補助金でございます。

第19款、第1項、第1目繰越金で、50万1,000円は前年度繰越金でございます。

第21款、第1項市債、第8目災害復旧債で、360万円は農地農業用施設災害復旧工事に要する災害復旧債でございます。

以上で歳入を終わりました、次に、歳出について御説明申し上げます。

5 ページをお願いします。

第10款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、第1目農地農業用施設災害復旧費で、1,470万3,000円は、令和元年7月18日から20日に発生した梅雨前線豪雨により被災した農地農業用施設災害復旧工事費と和歌山県土地改良事業団体連合会事務費負担金でございます。

以上で、議案第53号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 御前総務課長。

○総務課長（御前一晃君） 議案第54号、有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

本条例は、人事院の給与勧告に基づき、一般職の給与改定をしようとするものでございます。

主な内容といたしましては、本年度から、勤勉手当の支給額を0.05月分引き上げるとともに、給料月額についても平均で0.1%引き上げようとするものでございます。また、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げるとともに、支給限度額につきましても引き上げようとするものでございます。

条例案につきまして説明申し上げます。1 ページをお願いいたします。

第1条中、第23条の改正は、本年12月支給分に係る勤勉手当の率を引き上げようとするものでございます。

次に、別表の改正は、給料表について、それぞれ記載のように改めようとするものでございます。

17ページをお願いいたします。

第2条中、第10条の2の改正は、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、支給限度額についても1,000円引き上げようとするものでございます。

第23条の改正は勤勉手当の率を改めようとするものでございます。

付則といたしまして、第1項は施行期日でございます。条例を公布の日から施行するものとし、第2条及び付則第4項の規定については、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定について、平成31年4月1日から適用しようとするものでございます。

第3項は、改正前の規定に基づき支払われた給与を、改正後の規定による支払いの内払いとみなす規定でございます。

第4項の住居手当について、月額の手当額が2,000円を超える減額となる場合は、1年間、手当額から2,000円を減額する経過措置を規定してございます。

第5項は、規則委任について規定してございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第54号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第55号、有田市特別職給与条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

本条例は、一般職の給与改定に準じ、所要の改正をしようとするものでございます。

1ページをお願いします。

第1条は、本年12月支給分に係る特別職の期末手当の支給額を0.05月分引き上げようとするものでございます。

第2条は、令和2年4月1日以降の特別職の期末手当について、6月期、12月期の支給率をそれぞれ改めようとするものでございます。

付則といたしまして、施行期日、適用日、内払いについて規定してございます。

末尾に新旧対照表を添付しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第55号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第56号、有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

本条例は、一般職の給与改定に準じ、所要の改正をしようとするものでございます。

内容といたしましては、特別職と同様に、期末手当の支給額を0.05月分引き上げようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第56号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第57号、有田市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

本条例は、一般職の給与改定に準じ、所要の改正をしようとするものです。

内容といたしましては、特別職と同様に、期末手当の支給額を0.05月分引き上げようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第57号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第58号、有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

本条例は、人事院の給与勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与改定をしようとするものでございます。

主な内容としましては、本年度から期末手当の支給額を0.05月分引き上げるとともに、給料月額についても引き上げようとするものでございます。

条例案につきまして説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条中、第8条の改正は、本年12月支給分に係る期末手当の支給額を0.05月分引き上げようとするものでございます。

次に、別表の改正は、特定任期付職員給料表及び特定業務等従事任期付職員給料表について、それぞれ記載のように改めようとするものでございます。

第2条中、第8条の改正は令和2年4月1日以降の期末手当の支給率についてそれぞれ改めようとするものでございます。

付則といたしまして、第1項は施行期日で、条例を公布の日から施行するものとし、第2条の規定については、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項は、第1条の規定による改正後の条例を平成31年4月1日から適用しようとするものでございます。

第3項は、改正前の規定に基づき支払われた期末手当を、改正後の規定による内払いとみなすものでございます。

末尾に新旧対照表を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第58号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田利宏君） 議案第59号、有田市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

本条例は、漁業集落排水処理施設の経営基盤安定化のため、所要の改正をしようとするものでございます。

1 ページをお願いいたします。

本条例では、有田市漁業集落排水処理施設の使用料について定めた同条例第12条関係の別表2に掲げる、それぞれの金額を25%引き上げようとするものです。

なお、付則といたしまして、1で施行期日を、2で経過措置を定めてございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第59号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 嶋田生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋田実明君） 議案第60号、有田市民水泳場の設置及び管理に関する条例について、補足説明申し上げます。

制定理由は、有田市民水泳場の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため、本条例

を制定しようとするものでございます。

条例案につきまして、御説明申し上げます。

第1条では、市民水泳場の設置目的について規定しております。

第2条では、水泳場の名称及び位置について、第3条では、指定管理による管理について、第4条では、指定管理者が行う業務について規定しております。

第5条では、指定管理者の指定の期間を5年以内と定めております。

第6条では、水泳場の供用時間及び休館日を定めております。

4ページ別表第1をお願いします。

プール等の供用時間につきましては、日曜及び休日は、午前9時から午後6時まで、その他の日は、午前9時から午後9時までと定めております。

2ページに戻っていただきまして、休館日は、原則、毎週月曜日と12月28日から翌年1月3日までとしております。

第7条では、利用の許可について、第8条では、利用の制限等について規定しております。

第9条では、利用料金等の規定を定めております。

具体的な利用料金は、4ページをお願いします。

別表第2の1、プールまたはトレーニングジムを個人利用する場合の利用種別、年齢区分、期間・時間、市内在住在勤者料金、市内在住在勤者以外の料金を区分して記載しております。

また、5ページの中段には、別表第2の2、プールを専用利用する場合の料金等の規定を、6ページには別表第2の3、附属施設を利用する場合の料金等の規定を記載しております。

3ページに戻っていただきまして、第10条では、秘密保持義務について、第11条では、この条例の施行に関する委任事項について、規則で定めようとするものでございます。

付則といたしまして、第1条では、施行期日を、第2条では、準備行為について規定しております。

第3条では、本条例を制定することに伴い、有田市民水泳場条例及び西ノ浜水泳場設置及び管理に関する条例を廃止しようとするものでございます。

以上で、議案第60号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 御前総務課長。

○総務課長（御前一晃君） 議案第61号、有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、補足説を申し上げます。

制定理由は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

会計年度任用職員については、地方公務員法の改正により、非正規の公務員に関する新たな職員制度として設けられました。

現在、臨時的任用職員として雇用されている事務補助員などの職種に関し、今後は一般職の非常勤職員とし、適正な任用・勤務条件を確保するため、会計年度任用職員制度において、給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

条例案に関して御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、本条例の趣旨を規定してございます。

第2条は、会計年度任用職員に対し支給する給与の種別に関し、フルタイム及びパートタイムの別に応じ、それぞれ規定してございます。

第3条から、3ページの第16条までは、フルタイムの会計年度任用職員に係る給料・各種手当などについて規定してございます。

第17条から、5ページの第26条までは、パートタイムの会計年度任用職員に係る報酬・期末手当などについて規定してございます。

6 ページをお願いいたします。

第27条から第29条までにつきましては、給与からの控除、口座振替による支払いについて、一般職の規定を準用するほか、休職者に対しては原則として給与を支給しない旨を規定してございます。

第30条は、市長が特別に必要と認める会計年度任用職員の給与に関し、任命権者が別に定める旨を規定してございます。

第31条及び第32条は、パートタイムの会計年度任用職員に係る通勤及び旅費に関する費用弁償について規定してございます。

第33条は、規則委任についてを規定してございます。

付則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものとし、第16条及び第26条において規定してございます期末手当の支給に関し、段階的な経過措置を設けてございます。

最後に、7ページの別表においては、フルタイムの会計年度任用職員に係る給料月額の限度額について、職種別に規定してございます。

以上で、議案第61号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第62号の会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、補足説明申し上げます。

本条例は、会計年度任用職員制度を導入することに伴い、関係条例8本について所要の改正をしようとするものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第1条の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、給料を減額する減給処分に関し、パートタイムの会計年度任用職員については、給料ではなく報酬が支給されることとなるため、当該報酬を懲戒処分の対象として加えようとするものでございます。

第2条の職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、分限処分による休職の期間に関し、会計年度任用職員については、その任期の範囲で行おうとする旨の改正をしようとするものでございます。

第3条の有田市職員の退職手当に関する条例の一部改正につきましては、パートタイムの会計年度任用職員に関し、退職手当の支給対象外とする旨の改正をしようとするものでございます。

第4条の有田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、臨時的任用職員の給与について定めている第20条に関し、会計年度任用職員の給与等を定める規定に改めようとするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第5条は、有田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の育児休業等に関し必要な改正その他の整備をしようとするものでございます。

4ページをお願いいたします。

4ページの一番下、第6条の有田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、非常勤職員等の勤務時間・休暇等について定めている第20条に関し、会計年度任用職員等の勤務時間・休暇等を定める規定に改めようとするものでございます。

第7条の有田市人事行政の運営の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、人事行政の運営の状況の公表に関し、パートタイムの会計年度任用職員はその対象としない旨の改正をしようとするものでございます。

第8条の有田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員制度導入のための地方公務員法の一部改正に伴い、所要の文言整備をしようとするものでございます。

付則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第62号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 大松経営企画課長。

○経営企画課長（大松満至君） 続きまして、議案第63号、令和元年度有田市一般会計補正予算（第4号）について、補足説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。今回、歳入歳出それぞれ1億1,747万9,000円を追加し、予算総額を161億201万4,000円とするものでございます。

次に第2条、繰越明許費について御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。事業名で、社会体育活動事業費、新水泳場建設事業費につきましては、年度内にその支出が終わらない見込みでございますので、表に記載のとおり繰越明許費を設定するものでございます。

次に、第3条、債務負担行為の補正でございます。4ページをお願いいたします。

上段の第3表、債務負担行為補正で追加がございます。統合中学校新築工事設計業務委託料、学校給食調理業務委託料、市民水泳場指定管理料について記載のとおり期間、限度額を設定するものでございます。

次に、第4条の地方債の補正でございますが、4ページの中段第4表、地方債補正で変更がございます。臨時財政対策債では発行額の確定に伴い起債限度額を3億1,000万円から3億1,862万2,000円に、また、災害復旧事業では平成30年の台風21号で被災いたしました漁港、農地及び農業用施設災害復旧事業の施越分として災害復旧事業債を活用するため、

起債限度額を9,550万円から9,950万円に変更するものでございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。歳入について御説明申し上げます。

第10款、第1項、第1目地方交付税で補正額3,433万4,000円は、普通交付税の交付額確定に伴う増額でございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金で、補正額78万7,000円は、母子生活支援施設措置費負担金でございます。

第2項国庫補助金、第2目民生費補助金で補正額71万5,000円は、生活困窮者就労準備支援金事業費等補助金でございます。

第8目災害復旧費補助金で補正額1,569万5,000円は、平成30年の台風21号で被災いたしました漁港、農地及び農業用施設災害復旧施越事業に係る補助金でございます。

第15款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費負担金で補正額39万3,000円は、母子生活支援施設措置費負担金でございます。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第3目ふるさと応援基金繰入金で補正額1,141万6,000円は、ふるさと応援基金から繰り入れするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3項特別会計繰入金、第1目介護保険特別会計繰入金で202万2,000円は、介護認定審査会の平成30年度精算による返還金でございます。第2目後期高齢者医療特別会計繰入金で補正額2,420万6,000円は、平成30年度療養給付費負担金精算による返還金でございます。

第19款、第1項、第1目繰越金では、前年度繰越金1,294万6,000円を追加してございます。

第20款諸収入、第4項、第1目雑入で補正額234万3,000円は、過年度分の有田周辺広域圏事務組合負担金及び過年度介護基盤緊急整備等臨時特例補助金返還金でございます。

第21款、第1項市債、第6目臨時財政対策債で補正額862万2,000円は、発行可能額確定に伴う増額でございます。

第8目災害復旧債で補正額400万円は、平成30年の台風21号で被災いたしました漁港、農地及び農業用施設災害復旧施越事業に係る災害復旧事業債でございます。

以上で歳入を終わりました。次に歳出について御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第1款、第1項、第1目議会費で、11万9,000円の減額は、職員給与費において人事異動等に伴う更正によるものでございます。

以下、第2款総務費から23ページの第9款教育費までの各職員給与費につきましても、給与費改定及び人事異動に伴う更正による補正を行っているところでございます。

なお、今回の退職手当及び各種手当を含めました一般職職員給与費全体の補正額は、5,768万2,000円の増額となっております。

以降は、給与費以外の補正につきまして御説明申し上げます。

9ページをお願いします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第9目企画費で、補正額117万9,000円の減額は、有田周辺広域圏事務組合負担金を減額するものでございます。



次に、11ページをお願いいたします。

第7項自治行政費、第1目自治振興費で、補正額20万6,000円は、地区集会所等施設整備費補助金を増額するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費で、補正額1,416万2,000円の減額のうち給与費以外のものは、右説明欄の5、国民健康保険特別会計繰出事業で、職員給与費の更正等に伴う減額877万6,000円、6の生活困窮者自立支援事業で、平成30年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返還金21万6,000円でございます。

12ページをお願いいたします。

第3目老人福祉費で、補正額84万9,000円は、右説明欄8、介護保険特別会計繰出事業及び9、後期高齢者医療特別会計繰出事業で、それぞれ職員給与費の更正等による45万5,000円の増額と103万9,000円の減額及び12の高齢者福祉施設整備事業で、過年度介護基盤緊急整備等臨時特例補助金返還金143万3,000円でございます。

13ページをお願いいたします。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費で、補正額265万6,000円は、右説明欄3、子ども子育て支援事業で母子生活支援施設入所費の増額と平成30年度助産施設措置費国庫負担金返還金45万円及び平成30年度母子生活支援施設措置費国庫負担金返還金63万1,000円でございます。

第2目児童措置費で、補正額118万3,000円は、右説明欄4、母子家庭自立支援事業で、平成30年度母子家庭自立支援費国庫補助金返還金でございます。

14ページ下段から15ページ上段で、第3項生活保護費、第1目生活保護総務費で4,921万9,000円のうち給与費以外のものは、15ページの右説明欄の2、生活保護事務事業において生活保護システム改修委託料123万2,000円、及び生活扶助費・医療扶助費・介護扶助費等の平成30年度国庫負担金返還金4,948万6,000円でございます。

17ページをお願いいたします。

第5款農林費、第1項農業費、第3目農業振興費で、補正額261万6,000円は、右説明欄6、農業経営育成事業で農地情報活用基盤構築のための委託料及び賃金等でございます。

23ページをお願いいたします。

第9款教育費、第5項保健体育費、第3目体育振興費で、補正額252万5,000円は、右説明欄1、社会体育活動事業で、来年度に予定されております東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーに要する需用費及び委託料でございます。第5目水泳場費で、補正額880万円は、新水泳場で必要な一般備品の購入費でございます。

なお、24ページから27ページには給与費明細書を、また、28ページには性質別分類表を添付してございますのでよろしくをお願いいたします。

以上で、議案第63号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 山崎健康課長。

○健康課長（山崎希恵君） 議案第64号、令和元年度有田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

821万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億4,807万3,000円としようとするものでございます。

内容につきましては、歳入から説明させていただきます。3ページをお願いいたします。

第5款繰入金、第1項、第1目一般会計繰入金の補正額は877万6,000円の減額でございます。内容は、人事異動等による職員給与費の更正に伴う職員給与費等繰入金の減額でございます。

第8款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金の補正額56万1,000円は、国民健康保険システム改修に係る補助金でございます。

続きまして、歳出について説明を申し上げます。4ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の補正額818万6,000円の減額は、人事異動等に伴う職員給与費の減額874万7,000円とオンライン資格確認等導入に伴う国民健康保険システム改修委託料56万1,000円を計上するものでございます。

第5款保健事業費、第1項、第1目特定健康診査等事業費の補正額2万9,000円の減額は、共济組合納付金の減額等に伴う職員給与費の更正によるものでございます。

以上で、議案第64号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 若松高齢介護課長。

○高齢介護課長（若松伸行君） 議案第65号、令和元年度有田市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回4,654万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億7,166万6,000円にしようとするものでございます。

内容につきまして、歳入から御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合37万円の増額、第3目地域支援事業繰入金、包括的支援・任意5,000円の減額、第5目その他一般会計繰入金、第1節職員給与等繰入金9万円の増額は、いずれも職員給与費の更正に伴う一般会計からの繰入金でございます。

第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金で、前年度繰越金4,407万円を計上してございます。

第9款諸収入、第2項雑入、第2目雑入で、過年度有田周辺広域圏事務組合負担金返還金として、介護認定審査会共同設置負担事業分202万2,000円を計上してございます。

4ページをお願いいたします。歳出について御説明申し上げます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、右説明欄、職員給与費9万円の増額は、給与改定等による職員給与費の更正でございます。

介護保険事務事業、第28節繰出金で202万2,000円の増額は、過年度有田周辺広域圏事務組合負担金の精算による返還金を一般会計へ繰出すものでございます。

第4款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費12万1,000円の増額、第2目介護予防ケアマネジメント事業費24万9,000円の増額。

5 ページをお願いいたします。

第3項包括的支援事業・任意事業費、第1目総合相談事業費7,000円の減額は、いずれも給与改定等による職員給与費の更正でございます。

第3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費2,000円の増額は、職員給与費の更正でございます。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金で4,407万円の増額は、平成30年度において概算交付のありました介護給付費国県負担金の精算による返還金でございます。

以上で、議案第65号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 山崎健康課長。

○健康課長（山崎希恵君） 議案第66号、令和元年度有田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,316万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億7,420万円としようとするものでございます。

予算の内容につきましては、歳入から説明を申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

第3款、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金の補正額は、103万9,000円の減額でございます。内容は、人事異動による職員給与費の更正に伴う職員給与費繰入金の減額でございます。

第5款諸収入、第3項、第1目雑入の補正額は、2,420万6,000円の増額でございます。内容は、平成30年度療養給付費負担金の精算に伴う後期高齢者医療広域連合からの返還金でございます。

続きまして、歳出について説明を申し上げます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の補正額は、2,316万7,000円の増額でございます。内容は、人事異動に伴う職員給与費の更正による減額103万9,000円と、平成30年度療養給付費負担金の精算に伴う返還金2,420万6,000円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、議案第66号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 若松高齢介護課長。

○高齢介護課長（若松伸行君） 議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について、補足説明申し上げます。

有田市立養護老人ホーム長寿荘の指定管理期間が令和2年3月31日をもって満了することから、7月29日に指定管理者募集についての公告を行い、市ホームページと広報ありだ8月号で募集するとともに、県内で応募資格のある社会福祉法人67団体にお知らせをいたしました。その結果、1団体からの申請があり、指定管理者選定委員会において提出された申請書類の内容審査を行った上、プレゼンテーション及びヒアリングを実施いたしました。

慎重な審査の結果、和歌山県有田市宮崎町911番地、社会福祉法人守皓会理事長成川守彦氏が、安定かつ適正な業務の遂行が期待でき、施設の効率的な管理能力についても十分であり、利用者を中心とした理念を持ち、経営基盤、業務実績にすぐれておりましたので、指定管理者候補者として選定するに十分な評価がされました。

また、指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

以上、指定管理者の指定に当たり、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、議案第67号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 嶋田生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋田実明君） 議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について、補足説明申し上げます。

令和2年7月オープン予定の有田市民水泳場について、指定管理者制度を導入するため、有田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、募集の公告を行い、市ホームページで募集を行いました。その結果、3団体からの応募があり、その後、選定委員会においてプロポーザルを実施しました。

慎重な審査の結果、大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号、ありだスポーツコミュニティー創造パートナーズ代表企業ミズノスポーツサービス株式会社代表取締役篠村嘉将氏が、さまざまな世代が集い、スポーツを通して心の健康と体の健康を満たす場づくりをコンセプトとする運動型健康増進総合施設の趣旨を十分理解し、「スポーツの振興を通じて社会に貢献する」というミズノグループの活動理念や、経営基盤、業務実績などがすぐれており、指定管理者の候補者として選定しました。

なお、指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

以上、指定管理者の指定に当たり、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、議案第68号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（生駒三雄君） 説明漏れはありませんか。――以上で、提案理由の説明は終わりました。

これにて本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日4日及び5日の2日間は、議事の都合により休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、明日4日及び5日の2日間は、休会とすることに決しました。

次会は、来る12月6日午前10時から議案質疑のため、会議を開くことを申し添え、本日は、これにて散会いたします。

午前11時12分 散会